

② 各種基準・資料

<2-1>大気汚染に係る環境基準（令和5年3月31日現在）【第6章第1節】

〔環境管理課〕

○二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質および微小粒子状物質

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
〔備考〕環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。	

○ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタン

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
〔備考〕環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。	

<2-2>主な大気汚染物質の規制の概要（令和5年3月31日現在）【第6章第1節】

〔環境管理課〕

物質名		規制の方式と概要	
ば	硫黄酸化物	1) 排出口の高さ(He)および地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 許容排出量(N m ³ /h) = K × 10 ⁻³ × He ² 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定(本県は対象地域なし) 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定(本県は対象地域なし)	
	ばいじん	施設・規模ごとの排出基準(濃度) 0.04~0.5g/N m ³	
い	有害物質	カドミウム、カドミウム化合物	施設ごとの排出基準 1.0mg/N m ³
		塩素、塩化水素	施設ごとの排出基準 塩素: 30mg/N m ³ 、塩化水素: 80,700mg/N m ³
		ふっ素、ふっ化水素等	施設ごとの排出基準 1.0~20mg/N m ³
		鉛、鉛化合物	施設ごとの排出基準 10~30mg/N m ³
		窒素酸化物	1) 施設・規模ごとの排出基準 60~950ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定(本県は対象地域なし)

＜2-3＞香川県大気汚染緊急時対策要綱の概要（令和5年3月31日現在）【第6章第1節】

〔環境管理課〕

(1) 対象地域、対象物質

対象地域	地域の範囲	対象物質
小豆地域	土庄町、小豆島町	硫黄酸化物 浮遊粒子状物質 二酸化窒素 光化学オキシダント 一酸化炭素
東讃地域	さぬき市、東かがわ市、三木町	
中讃地域	丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	
西讃地域	観音寺市、三豊市	
高松地域	高松市	
直島地域	直島町	

(2) 発令基準措置内容（光化学オキシダント）

発令区分	発令基準	措置
予報	1時間値 0.10ppm 以上である大気汚染状態になったとき	<ul style="list-style-type: none"> 協力工場に対し、当該ばい煙発生施設（以下「当該施設」という。）の燃料もしくは、熱源としての電気の通常使用量（以下「通常使用量」という）の20%程度削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう協力要請を行う。 VOC排出工場に対し、揮発性有機化合物の排出量又は飛散の量の自主的な減少について協力を求める。
注意報	1時間値 0.12ppm 以上である大気汚染状態になったとき	<ul style="list-style-type: none"> 協力工場に対し、当該施設の燃料等の通常使用量の20%程度削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。 VOC排出工場に対し、揮発性有機化合物の排出量又は飛散の量の自主的な減少について協力を求める。 自動車利用者または運転者に対し、自動車の運転の自主的制限について協力を求める。
警報	1時間値 0.24ppm 以上である大気汚染状態になったとき	<ul style="list-style-type: none"> 協力工場に対し、当該施設の燃料等の通常使用量の30%程度削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。 VOC排出工場に対し、揮発性有機化合物の排出量又は飛散の量の自主的な減少について協力を求める。 自動車利用者または運転者に対し、自動車の運転の自主的制限について協力を求める。
重大警報	1時間値 0.4ppm 以上である大気汚染状態になったとき	<ul style="list-style-type: none"> 協力工場および大口排出工場に対し、燃料等の通常使用量の40%程度削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう命令を行う。 VOC排出工場に対し、揮発性有機化合物濃度の減少又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限について命令を行う。 公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請する。

＜2-4＞水質汚濁に係る環境基準（令和5年3月31日現在）【第6章第2節】 [環境管理課]

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
		1,4-ジオキサソ	0.05 mg/L 以下

[備考] 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2 海域については、ふっ素およびほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

○河川（湖沼を除く。）

類型	水素イオン濃度 (pH)	生物学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

[備考] 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
2 農業用利水点については、pH 6.0 以上 7.5 以下、DO 5mg/L 以上とする。

類型	全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生 物 A	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生 物 特 A	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生 物 B	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生 物 特 B	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

[備考] 基準値は、年間平均値とする。

○湖沼（県内に湖沼の環境基準当てはめ水域がないため、省略）

○海域

類型	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質
A	7.8以上8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下	検出されないこと
B	7.8以上8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと
C	7.0以上8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

[備考] 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。

類型	全窒素	全りん	類型	全窒素	全りん
I	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	III	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
II	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	IV	1mg/L以下	0.09mg/L以下

[備考] 基準値は年間平均値とする。

類型	全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特 A	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

[備考] 基準値は年間平均値とする。

類型	底層溶存酸素量
生物 1	4.0mg/L以上
生物 2	3.0mg/L以上
生物 3	2.0mg/L以上

[備考] 基準値は日間平均値とする。

<2-5> 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (令和5年3月31日現在) 【第6章第2節】

[環境管理課]

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
ひ素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

<2-6> 公共用水域の環境基準の類型の指定状況 (令和5年3月31日現在) 【第6章第2節】

〔環境管理課〕

(1) 河川

地区	水域 (範囲)	該当類型	達成期間	地区	水域 (範囲)	該当類型	達成期間			
東讃	馬宿川 (全域)、湊川 (全域)、与田川 (全域)	A	イ	中讃	青海川 (全域)、綾川 (全域)、土器川 (全域)、金倉川 (全域)、弘田川 (全域)	A	イ			
	津田川 (全域) 鴨部川 (全域)		ロ							
	弁天川 (全域) 番屋川 (全域)	C	イ							
高松	香東川上流 (岩崎橋より上流)、本津川上流 (学校橋より上流)	A	イ		大東川上流 (富士見橋より上流)、桜川 (全域)	B	ロ			
	香東川下流 (岩崎橋より下流)、本津川下流 (学校橋より下流)		B					イ	大東川下流 (富士見橋より下流)	C
	牟礼川 (全域)、春日川 (全域)、新川 (全域)	ロ						西讃		
	摺鉢谷川 (全域)	C	イ	財田川下流 (祇園橋より下流)	B	イ				
				高瀬川 (全域)、柞田川 (全域)			D		イ	
	詰田川 (木太大橋より上流)、杣場川 (全域)、相引川 (全域)	D	イ	小豆	伝法川 (殿川合流点より下流 (殿川を含む))、安田大川 (全域)	B		イ		
御坊川 (全域)	E	ロ								

〔備考〕 1 達成期間の分類は次のとおりとする。
 イ：直ちに達成
 ロ：5年以内で可及的速やかに達成
 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

(2) 海域

〇COD等

水 域	該当類型	達成 期 間
東讃海域、備讃瀬戸	A	直ちに達成
番の州泊地、坂出港、高松港	B	
詰田川尻	A	5年を超える期間で可及的速やかに達成
燧灘東部	A	5年以内で可及的速やかに達成

〇全窒素・全りん

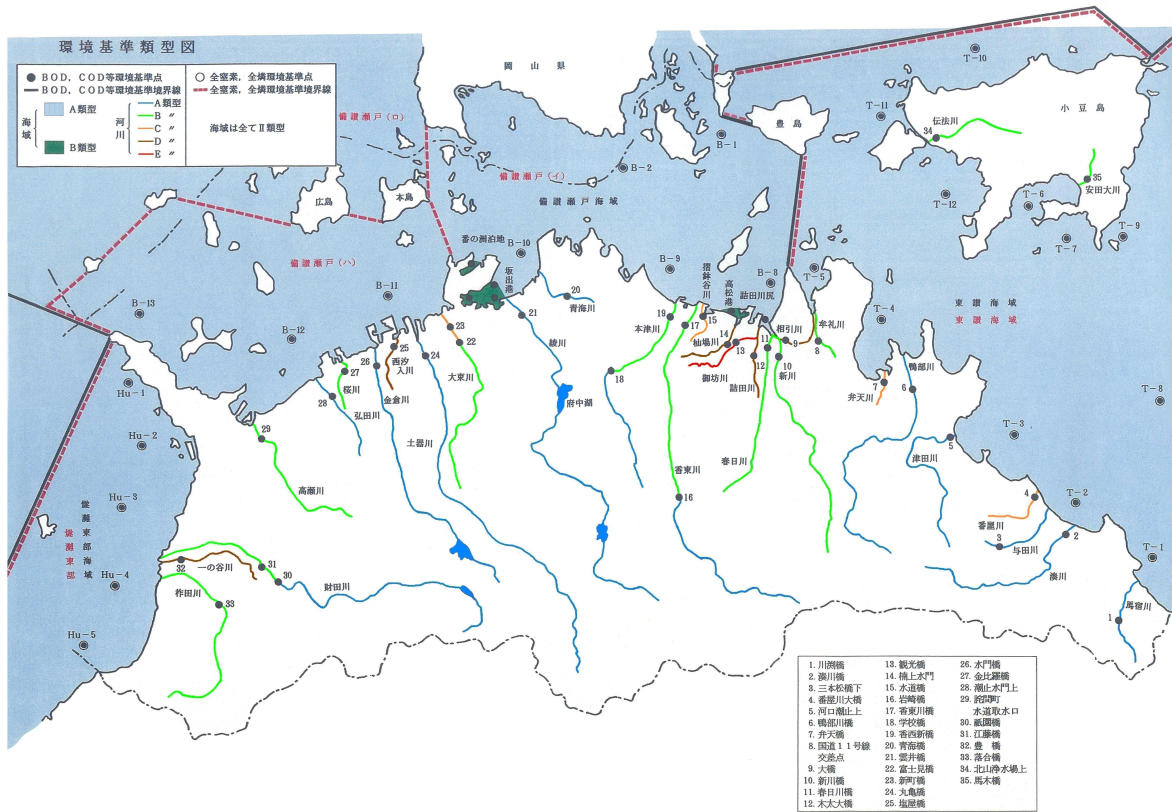
水 域	該当類型	達成 期 間
東讃海域	海域Ⅱ	直ちに達成
備讃瀬戸(イ)、備讃瀬戸(ロ)、備讃瀬戸(ハ)		
燧灘東部		

〇全亜鉛、ノニルフェノール等

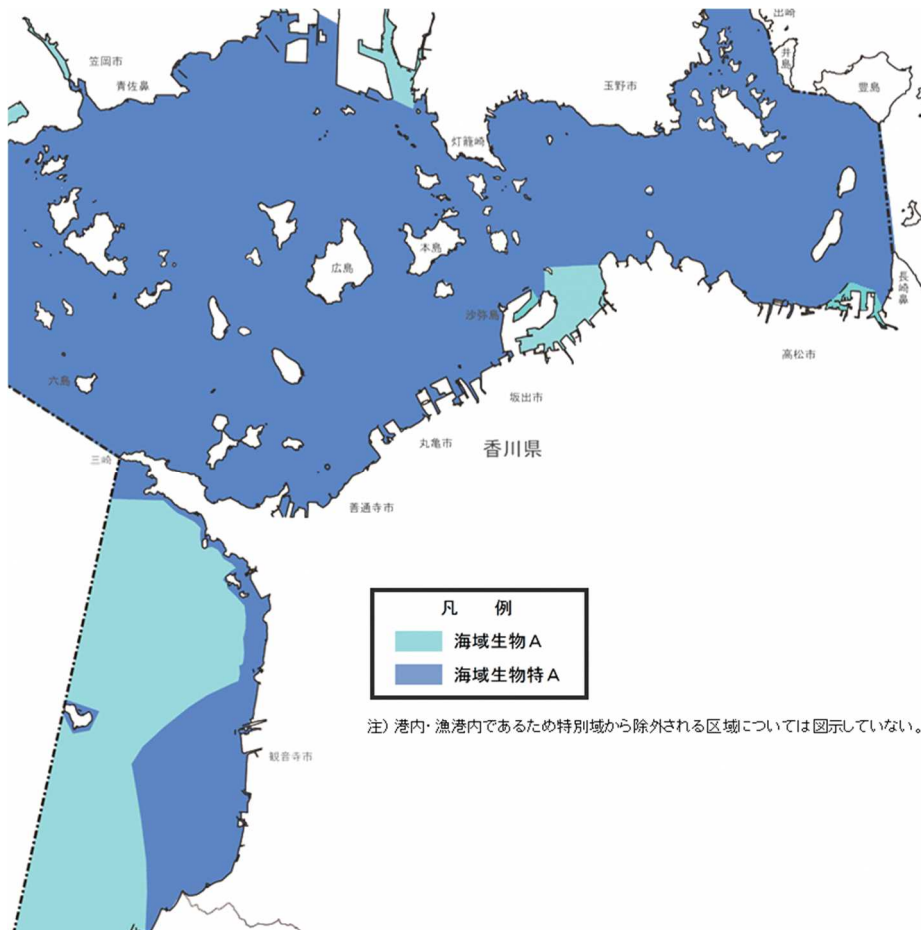
水 域	該当類型	達成 期 間
備讃瀬戸 (全域。ただし、備讃瀬戸(イ)および備讃瀬戸(ロ)に係る部分を除く。)	海域生物A	直ちに達成
備讃瀬戸(イ)、備讃瀬戸(ロ)	海生生物特A	
燧灘東部 (全域。ただし、燧灘東部(イ) および燧灘東部(ロ)に係る部分を除く。)	海域生物A	
燧灘東部(イ)、燧灘東部(ロ)	海生生物特A	

【環境基準類型指定状況図】

○BOD等、COD等、全窒素・全りん



○全垂鉛、ノニルフェノール等



<2-7> 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準（一律排水基準）（令和5年3月31日現在）

【第6章第2節】〔環境管理課〕

○有害物質

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L	チウラム	0.06mg/L
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1mg/L	シマジン	0.03mg/L
		チオベンカルブ	0.2mg/L
		ベンゼン	0.1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L	セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L	ほう素及びその化合物	海域に排出されるもの ほう素 230mg/L 海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 10mg/L
ひ素及びその化合物	ひ素 0.1mg/L		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L		
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ふっ素及びその化合物	海域に排出されるもの ふっ素 15mg/L 海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素 8 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L		
トリクロロエチレン	0.1mg/L		
テトラクロロエチレン	0.1mg/L		
ジクロロメタン	0.2mg/L		
四塩化炭素	0.02mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L		
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L		
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L
<p>〔備考〕 ひ素及びその化合物についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（「温泉法」（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>			

○生活環境項目等

項 目	許 容 限 度	項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度	海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下 海域以外の公共用水域に 排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下	フェノール類含有量	5mg/L
		銅含有量	3mg/L
		亜鉛含有量	2mg/L
		溶解性鉄含有量	10mg/L
生物化学的酸素要求量	160mg/L (日間平均 120mg/L)	溶解性マンガン含有量	10mg/L
化学的酸素要求量	160mg/L (日間平均 120mg/L)	クロム含有量	2mg/L
浮遊物質	200mg/L (日間平均 150mg/L)	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L	窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L	りん含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
<p>[備考] 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50 m³以上である工場または事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3 水素イオン濃度および溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場または事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量およびクロム含有量についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令」および「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域および湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域および湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1 Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域およびこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7 りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域およびこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>			

＜2-8＞生活排水処理施設の普及状況（令和5年3月31日現在）【第6章第2節】〔環境管理課〕

市町名	住民基本 台帳人口 (人)	汚水処理 人口 (人)	汚水処理 人口 普及率 (%)	下 水 道		農業・漁業集落排水		合併処理浄化槽		コミュニティ・プラント	
				普及人口 (人)	普及率 (%)	普及人口 (人)	普及率 (%)	普及人口 (人)	普及率 (%)	普及人口 (人)	普及率 (%)
				(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
高松市	419,628	374,748	89.3	269,857	64.3	131	0.0	104,694	24.9	66	0.0
丸亀市	111,268	81,862	73.6	48,531	43.6	2,679	2.4	30,652	27.5		
坂出市	50,715	34,300	67.6	14,260	28.1			20,040	39.5		
善通寺市	30,431	27,599	90.7	18,062	59.4	335	1.1	8,870	29.1	332	1.1
観音寺市	57,441	37,597	65.5	11,459	19.9	592	1.0	25,546	44.5		
さぬき市	45,574	41,298	90.6	21,647	47.5	1,898	4.2	17,753	39.0		
東かがわ市	28,332	20,728	73.2	4,220	14.9	4,200	14.8	12,308	43.4		
三豊市	61,980	40,859	65.9			2,404	3.9	38,455	62.0		
土庄町	12,883	6,119	47.5			346	2.7	5,773	44.8		
小豆島町	13,500	7,129	52.8					7,129	52.8		
三木町	27,281	18,984	69.6	7,741	28.4	535	2.0	10,708	39.3		
直島町	2,941	2,909	98.9	2,755	93.7			154	5.2		
宇多津町	18,388	18,269	99.4	16,146	87.8			2,123	11.5		
綾川町	23,319	19,999	85.8	9,159	39.3	107	0.5	10,733	46.0		
琴平町	8,407	7,019	83.5	3,952	47.0			3,067	36.5		
多度津町	22,031	17,309	78.6	13,190	59.9			4,119	18.7		
まんのう町	17,512	15,134	86.4	2,675	15.3	467	2.7	11,992	68.5		
県 計	951,631	771,862	81.1	443,654	46.6	13,694	1.4	314,116	33.0	398	0.04

＜2-9＞公共下水道の整備状況（令和5年3月31日現在）【第6章第2節】〔下水道課〕

市町名	事業計画区域 (ha)	整備済面積 (ha)	整備率 (%)	住民基本台帳 人口 (人)	供用開始公示 済区域内人口 (人)	下水道処理 人口普及率 (%)
高松市	6,569.7	5,505.5	83.8	419,628	269,857	64.3
丸亀市	2,021.9	1,732.7	85.7	111,268	48,531	43.6
坂出市	665.1	349.3	52.5	50,715	14,260	28.1
善通寺市	882.5	801.4	90.8	30,431	18,062	59.4
観音寺市	521.8	363.5	69.7	57,441	11,459	19.9
さぬき市	1,236.1	1,033.6	83.6	45,574	21,647	47.5
東かがわ市	251.3	160.6	63.9	28,332	4,220	14.9
三木町	388.3	250.4	64.5	27,281	7,741	28.4
直島町	112.1	112.1	100.0	2,941	2,755	93.7
宇多津町	488.7	407.1	83.3	18,388	16,146	87.8
綾川町	517.6	484.3	93.6	23,319	9,159	39.3
琴平町	145.8	145.8	100.0	8,407	3,952	47.0
多度津町	673.7	627.5	93.1	22,031	13,190	59.9
まんのう町	539.8	539.8	100.0	17,512	2,675	15.3
県 計	15,014.4	12,513.6	83.3	951,631	443,654	46.6

〔備考〕住民基本台帳人口の県計には、公共下水道が整備されていない三豊市（61,980人）、土庄町（12,883人）および小豆島町（13,500人）を含む。

<2-10> 農業集落排水施設の整備状況 (令和5年3月31日現在) 【第6章第2節】〔農村整備課〕

市町名	地区名 (処理区名)	集落数	計画人口 (人)	計画戸数 (戸)	事業費 (千円)	事業実施 期 間	供用開始 年 度
(1) 農業集落排水事業							
高 松 市	内場 (内場)	7	340	102	557,000	H3~H6	H 7
丸 亀 市	赤坂 (赤坂)	5	730	150	827,000	H8~H14	H11
	岡 (岡)	5	830	188	1,095,000	H7~H11	H10
	西坂元 (西坂元)	2	1,040	212	368,000	H10~H12	H13
	三谷 (三谷)	4	2,140	546	1,104,000	H15~H19	H18
観 音 寺 市	田野々 (田野々)	4	230	56	448,000	H12~H15	H16
	院内 (院内)	1	160	29	183,000	H2~H4	H 5
	本村 (本村)	1	540	128	660,000	H9~H12	H12
さ ぬ き 市	津田 (川北)	1	113	25	68,000	S57~S59	S60
	津田 (羽立)	1	250	67	115,000	S58~S60	S61
	津田 (神野)	1	460	125	174,000	S60~S62	S63
	大山 (大山)	1	190	54	181,000	H 元~H3	H 4
	本小田 (本小田)	1	320	98	381,000	H3~H6	H 7
	藁屋 (藁屋)	2	480	94	305,700	H10~H12	H12
	大井 (大井)	2	370	80	442,000	H4~H6	H 7
	富田東 (富田東)	6	730	181	846,600	H5~H9	H 8
	宮町 (宮町)	4	640	155	310,000	H6~H8	H 9
	吉金 (吉金)	2	230	59	452,500	H7~H10	H10
東 か が わ 市	山下 (山下)	4	430	76	276,200	H7~H10	H11
	吉田 (吉田)	7	720	212	515,000	H4~H6	H 6
	南野 (南野)	5	720	216	744,200	H5~H9	H 9
	黒羽 (黒羽)	7	990	274	365,000	H7~H9	H10
	小海 (小海)	4	300	90	444,100	H9~H12	H12
	川東上 (川東上)	4	600	176	728,000	H6~H11	H 9
	中山 (中山)	3	340	84	236,000	H7~H10	H10
	三殿 (三殿)	6	600	177	342,000	H8~H11	H12
	水主下 (水主下)	8	620	211	1,009,300	H12~H16	H17
	与田山 (与田山)	4	500	126	624,000	H7~H10	H11
三 豊 市	西山 (西山)	12	1,180	291	1,187,400	H11~H16	H15
	白鳥 (白鳥)	10	1,180	311	1,031,000	H16~H21	H21
	上高瀬第1 (上高瀬第1)	7	660	166	955,600	H6~H11	H11
	浅津 (浅津)	4	700	185	761,400	H11~H15	H15
	大浜 (大浜)	4	1,520	441	1,572,000	H8~H13	H13
	北草木 (北草木)	4	640	174	817,300	H10~H14	H14
	小谷 (小谷)	9	810	200	1,297,000	H7~H14	H14
	井上南部 (井上南部)	12	2,350	738	1,735,300	H14~H28	H29
	三木東 (三木東)	27	3,170	993	4,149,000	H15~R2	R 3
	綾 川 町	栗原 (栗原)	3	200	49	320,000	H7~H9
ま ん の う 町	片岡西 (片岡西)	5	850	167	1,071,000	H6~H10	H10
合計6市3町	37地区 (39処理区)	199	28,873	7,706	28,698,600		
(2) 農村総合整備モデル事業							
善 通 寺 市	善通寺 (上郷西部)	5	680	164	831,000	H9~H12	H12
土 庄 町	土庄 (北山)	1	780	146	585,100	H2~H6	H 7
合計1市1町	2地区 (2処理区)	6	1,460	310	1,416,100		
(3) 農村基盤総合整備事業							
三 豊 市	潟満 (潟満)	2	370	135	341,000	H 元~H4	H 5
計1市	1地区 (1処理区)	2	370	135	341,000		
合計7市4町	40地区 (42処理区)	207	30,703	8,151	30,455,700		供用開始 42処理区

＜2-11＞漁業集落排水施設の整備状況（令和5年3月31日）

〔水産課〕

事業主体	地区名（漁港名）	集落数	計画人口(人)	事業費（千円）	事業実施期間	供用開始年度
三豊市	上新田（上新田）	2	202	223,000	H2～H4	H5
さぬき市	江泊（江泊）	3	418	646,000	H6～H10	H10
	室沖（室沖）	2	418	350,500	H10～H14	H15
	小田浦（小田浦）	1	950	867,000	H13～H20	H17
合計2市	4地区	8	1,988	2,086,500		

＜2-12＞騒音に係る環境基準（令和5年3月31日）【第6章第3節】

〔環境管理課〕

(1) 指定地域内における区域区分

類型	都市計画法用途地域
A類型	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B類型	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
C類型	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
	工業地域
〔備考〕 工業専用地域については類型指定していない。	

(2) 一般地域（「道路に面する地域」を除く地域）に係る環境基準

地域の類型	時間の区分	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～翌日の6:00
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(3) 道路に面する地域に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
〔備考〕 車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

(4) 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準については、前表にかかわらず、特例として次表に掲げるとおり。

昼間	夜間	備考
70 デシベル以下	65 デシベル以下	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。
〔備考〕「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。 ①「道路法」第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道および市町道（市町道にあつては4車線以上の区間に限る。） ②前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて「都市計画法施行規則」第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。		

<2-13> 航空機騒音に係る環境基準（令和5年3月31日）【第6章第3節】 [環境管理課]

地域の類型指定	基準値	備考 Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。
I	57 デシベル以下	
II	62 デシベル以下	

<2-14> 「騒音規制法」に基づく規制基準（令和5年3月31日）【第6章第3節】 [環境管理課]

(1) 指定地域内における区域区分

特定工場等 区域区分	自動車騒音 区域区分	特定建設作業 騒音区域区分	都市計画法用途地域
第1種区域	a 区域	第1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第2種区域			第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
第3種区域	b 区域		第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
	c 区域		近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第4種区域			第2号区域
〔備考〕 1 「都市計画法」の用途地域が定まっていない地域についても、上記に準じて指定している。 2 工業地域および工業専用地域のうちでも次に掲げる施設の周囲おおむね80mの区域は、第1号区域となっている。 ①「学校教育法」第1条に規定する学校 ②「児童福祉法」第7条第1項に規定する保育所 ③「医療法」第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの ④「図書館法」第2条第1項に規定する図書館 ⑤「老人福祉法」第5条の3に規定する特別養護老人ホーム			

(2) 特定工場等に関する規制基準

時間	昼 間	朝・夕	夜 間
区 域	8:00～19:00	6:00～8:00、19:00～22:00	22:00～翌日の6:00
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
〔備考〕 基準値は特定工場等の敷地境界線での値とする。			

(3) 特定建設作業に関する規制基準

区 域	第1号区域	第2号区域
騒音の大きさ	85 デシベルを超えないこと	
作業禁止時間	19:00～翌日の7:00	22:00～翌日の6:00
1日当たりの作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業禁止日	日曜その他の休日	
〔備考〕 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地境界線での値とする。		

(4) 自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～翌日の6:00
a 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
	2 車線以上を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
	2 車線以上を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

〔備考〕 表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルである。

<2-15> 「振動規制法」に基づく規制基準（令和 5 年 3 月 31 日）【第 6 章 第 3 節】〔環境管理課〕

(1) 指定地域内における区域区分

特定工場等 および 自動車交通振動の区域区分	特定建設作業振動 の区域区分	都市計画法用途地域
第 1 種区域	第 1 号区域	第 1 種低層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種低層住居専用地域 第 2 種住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 準住居地域 第 2 種中高層住居専用地域
第 2 種区域		近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域

〔備考〕 1 「都市計画法」の用途地域が定まっていない地域についても、上記に準じて指定（第 2 種区域、第 1 号区域）している。
 2 工業地域および工業専用地域のうちでも次に掲げる施設の周囲おおむね 80m の区域は、第 1 号区域となっている。
 ① 「学校教育法」第 1 条に規定する学校
 ② 「児童福祉法」第 7 条第 1 項に規定する保育所
 ③ 「医療法」第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院および同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための収容施設を有するもの
 ④ 「図書館法」第 2 条第 1 項に規定する図書館
 ⑤ 「老人福祉法」第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

(2) 特定工場等に関する規制基準

時間	昼 間	夜 間
区域	8:00～19:00	19:00～翌日の 8:00
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

〔備考〕 基準値は特定工場等の敷地境界線での値とする。

(3) 特定建設作業に関する規制基準

区 域	第 1 号区域	第 2 号区域
振動の大きさ	75 デシベルを超えないこと	
作業禁止時間	19:00～翌日の 7:00	22:00～翌日の 6:00
1 日当たりの作業時間	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと
作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業禁止日	日曜その他の休日	

〔備考〕 振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地境界線での値とする。

(4) 道路交通振動の要請限度

時間 区域	昼間 8:00～19:00	夜間 19:00～翌日の8:00
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

〔備考〕 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

<2-16> 「悪臭防止法」に基づく規制基準（令和5年3月31日）【第6章第3節】〔環境管理課〕

(1) 指定地域内における区域区分

区域区分	都市計画法用途地域	
A 区域	第1種低層住居専用地域	第1種住居地域
	第2種低層住居専用地域	第2種住居地域
	第1種中高層住居専用地域	準住居地域
	第2種中高層住居専用地域	
B 区域	近隣商業地域 商業地域	準工業地域
	工業地域 工業専用地域	

(2) 事業場敷地境界線における規制基準

(単位：ppm)

	アンモニア	メチルメル カプタン	硫化水素	硫化メチル	二 硫 化 メ チ ル	トリメチル ア ミ ン	ア セ ト アルデヒド	プロピオン アルデヒド
A区域	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.05	0.05
B区域	2	0.004	0.06	0.05	0.03	0.02	0.1	0.1
C区域	5	0.01	0.2	0.2	0.1	0.07	0.5	0.5

	ノルマルブチル アルデヒド	イソブチル アルデヒド	ノルマルバレ ルアルデヒド	イソバレ ルアルデヒド	イソブタノール	酢酸エチル
A区域	0.009	0.02	0.009	0.003	0.9	3
B区域	0.03	0.07	0.02	0.006	4	7
C区域	0.08	0.2	0.05	0.01	20	20

	メチルイソ ブチルケトン	トルエン	スチレン	キシレン	プロピ オン酸	ノルマル 酪酸	ノルマル 吉草酸	イソ吉草酸
A区域	1	10	0.4	1	0.03	0.001	0.0009	0.001
B区域	3	30	0.8	2	0.07	0.002	0.002	0.004
C区域	6	60	2	5	0.2	0.006	0.004	0.01

(3) 気体排出口における規制基準

特定悪臭物質のうち、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエンおよびキシレンについて、その最大着地濃度地域における大気中の濃度が前表の規制値と等しくなるように、気体排出口における特定悪臭物質の流量の規制基準が定められている。算出式は次のとおり。

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

q : 流量 (Nm³/h) He : 有効煙突高さ (m)
 Cm : 前表に示された事業場敷地境界線での規制基準値 (ppm)

なお、この式は有効煙突高さが5m未満の煙突には適用されない。

(4) 排水水中における規制基準

特定悪臭物質のうち、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチルおよび二硫化メチルについて、排水水から放散し、大気中で拡散した特定悪臭物質の濃度が当該地域に係る事業場敷地境界線における規制基準値と等しくなるよう、排水水中の特定悪臭物質濃度の許容限度が定められている。算出式は次のとおり。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

$$\left[\begin{array}{l} C_{Lm} : \text{排水水中の特定悪臭物質濃度の許容限度 (mg/L)} \\ k : \text{定数 (次表のとおり) (mg/L)} \\ C_m : \text{前表に示された事業場敷地境界線での規制基準値 (ppm)} \end{array} \right]$$

定数kの値

物質名	k		
	$Q \leq 10^{-3}$	$10^{-3} < Q \leq 10^{-1}$	$10^{-1} < Q$
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

[備考] Q (単位: m^3/s) は事業場の敷地外に排出される排水水の量を表す。

<2-17> 土壌の汚染に係る環境基準 (令和5年3月31日) 【第6章第2節】 [環境管理課]

項目	環境上の条件 (検液中の濃度)	項目	環境上の条件 (検液中の濃度)
カドミウム	0.003mg/L 以下 (かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満)	クロロエチレン	0.002mg/L 以下
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
有機りん	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下 (かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満)	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
		チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1kg につき 125mg 未満	セレン	0.01mg/L 以下
		ふっ素	0.8mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

[備考] 1 カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素およびほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg および 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg および 3mg とする。
2 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトンおよびE P Nをいう。

<2-18> 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準（令和5年3月31日）

【第6章第3節】〔環境管理課〕

媒体	基準値	備考
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 2 土壤にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
水質 （水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下	
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下	

<2-19> 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排出基準（令和5年3月31日）

【第6章第3節】〔環境管理課〕

○大気基準適用施設

施設の種類の種類	施設規模（焼却能力）	新設施設基準 (H12.1.15以降設置)	既存施設基準 (H12.1.14までに設置)
鉄鋼業焼結施設		0.1 ng-TEQ/m ³ N	1 ng-TEQ/m ³ N
製鋼用電気炉		0.5 ng-TEQ/m ³ N	5 ng-TEQ/m ³ N
亜鉛回収施設		1 ng-TEQ/m ³ N	10 ng-TEQ/m ³ N
アルミニウム合金製造施設		1 ng-TEQ/m ³ N	5 ng-TEQ/m ³ N
廃棄物焼却炉	4t/時以上	0.1 ng-TEQ/m ³ N	1 ng-TEQ/m ³ N
	2t/時～4t/時	1 ng-TEQ/m ³ N	5 ng-TEQ/m ³ N
	2t/時未満	5 ng-TEQ/m ³ N	10 ng-TEQ/m ³ N

[備考] 大気汚染防止法附則第9項の規定に基づき、平成9年12月2日以後に新たに設置された施設に係る指定物質抑制基準がすでに適用されている施設については、新設施設の基準が適用される。

○水質基準適用施設

廃ガス洗浄施設等 : 10pg-TEQ/L

<2-20>公害苦情の経年変化（令和5年3月31日現在）【第6章】

〔環境管理課〕

区分／年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
総数	467	439	447	374	505	563	644	544	572
種 類 別									
典型7公害	345	347	341	281	402	457	514	400	423
大気汚染	111	104	82	71	134	120	139	150	146
水質汚濁	97	74	89	76	95	122	146	101	92
土壌汚染	0	0	1	0	1	0	3	0	1
騒音	79	81	72	62	74	68	96	79	88
振動	3	8	6	3	3	2	0	0	6
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	55	80	91	69	95	145	130	70	90
典型7公害以外	122	92	106	93	103	106	130	144	149
発 生 源 別									
個人	110	120	146	117	152	234	232	221	247
会社・事業所	208	215	168	191	240	219	250	208	210
農業、林業	22	29	21	28	30	27	34	27	22
漁業	0	1	0	1	1	2	1	2	4
鉱業、採石業、砂利採取業	1	3	1	2	7	2	1	9	1
建設業	38	50	31	51	47	46	51	62	53
製造業	68	58	40	45	62	45	54	42	44
電気・ガス・熱供給・水道業	0	2	0	2	2	3	1	2	0
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業、郵便業	7	6	5	10	5	5	9	9	7
卸売業、小売業	8	12	6	10	11	1	8	7	14
金融業、保険業	0	0	1	0	0	0	2	1	0
不動産業、物品賃貸業	3	1	0	1	1	2	3	2	6
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	0	2	1	0
宿泊業、飲食サービス業	13	13	16	10	12	29	16	11	16
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	8	7	3	8
教育、学習支援業	2	2	1	0	1	0	3	4	2
医療、福祉	2	1	1	3	3	2	4	2	2
複合サービス事業	3	5	0	1	5	1	0	1	2
サービス業(他に分類されないもの)	23	19	28	13	32	37	23	20	17
公務(他に分類されるものを除く)	2	3	1	4	0	2	5	2	0
分類不能の産業	16	10	16	10	21	7	26	1	12
その他	107	73	60	19	45	27	43	33	37
不明	42	31	73	47	68	83	119	82	78
被 害 の 種 類 別									
健康	59	70	41	35	29	9	23	33	48
財産	16	14	26	7	17	8	12	12	17
感覚的・心理的	277	295	339	240	421	497	549	435	441
その他	115	60	41	92	38	49	60	64	66

＜2-21＞天然記念物の指定状況（令和5年3月31日現在）【第5章第2節】〔生涯学習・文化財課〕

区 分	名 称	所 在 地
特別天然記念物	宝生院のシンパク	土庄町
天然記念物	鳥骨鶏	地域を定めず
	屋島	高松市
	円上島の球状ノーライト	観音寺市
	絹島および丸亀島、鹿浦越のランプロファイヤ岩脈	東かがわ市
	菅生神社社叢	三豊市
	象頭山	善通寺市・ 琴平町
	誓願寺のソテツ、皇子神社社叢	小豆島町
	天川神社社叢	まんのう町
	琴平町の大センダン	琴平町
県指定天然記念物	船山神社のクス、ソテツの岡、根上りカシ、一瀬神社社叢、岩部八幡神社のイチョウ	高松市
	小与島のササユリ	坂出市
	善通寺市中村町の木熊野神社社叢、善通寺境内の大グス	善通寺市
	日枝神社の樟	観音寺市
	蛭子神社境内のムクの木、長尾衝上断層、大北のクワ、師走谷の大なら、南川のふじ	さぬき市
	与田寺のムクの木、三宝寺のボダイジュ	東かがわ市
	志々島の大くす	三豊市
	老杉洞の日本サル群、内海八幡神社社叢、福田八幡神社社叢	小豆島町
	浄源坊のウバメガシ、銚子溪の日本サル群、片山愛樹園のソテツ、王子神社社叢	土庄町
	蓮成寺のイヌマキとフウラン、熊野神社の二本杉	三木町
	ゆるぎ岩	宇多津町
	杉王神社のスギ	まんのう町
	高見島龍王宮社叢	多度津町

＜2-22＞県自然記念物の指定状況（令和5年3月31日現在）第5章第2節【みどり保全課】

名 称	種 別	所 在 地
岩田神社のフジ、冠纓神社社叢、廣田八幡神社社叢、熊野神社社叢、櫻木神社の森、春日神社の森	植 物	高松市
塩江の不動の滝	地 形	
塩江の和泉層群基底礫岩	地 質	
十二社宮社叢	植 物	丸亀市
青木神社社叢	植 物	坂出市
若宮神社のイブキ、大麻神社社叢、吉田八幡神社の森	植 物	善通寺市
萩原寺のハギ、中姫八幡神社社叢、瀧宮神社の森	植 物	観音寺市
護摩山の岩頭、三重の滝	地 形	さぬき市
誉田八幡神社社叢、石清水八幡神社社叢、地主神社社叢、二宮神社の森	植 物	東かがわ市
みぞおちの滝	地 形	
小松尾寺のカヤ、二宮のネズ、雨宮神社社叢、厳島神社のタブ樹林、麻部神社社叢、荒魂神社社叢	植 物	三豊市
津島神社の柱状節理	地形・地質	
田井天津神社社叢、伊喜末八幡神社社叢、豊峰権現社の森	植 物	土庄町
湯船山の社叢、権現ノ鼻の森	植 物	小豆島町
花寿波島の海食地形	地 形	
小菘熊野神社社叢、丸岡八幡神社社叢、高仙神社社叢	植 物	三木町
小菘の虹の滝	地 形	
川上神社社叢、椎尾八幡神社の森、西ノ宮神社の森	植 物	綾川町
葛原正八幡神社社叢	植 物	多度津町
大宮神社社叢、天川神社社叢、鷺尾神社社叢、福家神社社叢、木熊野神社社叢、久保神社社叢、白鳥神社社叢、矢原邸の森、加茂神社の森	植 物	まんのう町
轟の滝	地 形	
木戸の馬蹄石	地 質	

＜2-23＞香川の保存木の指定状況（令和5年3月31日現在）【第5章第2節】〔みどり保全課〕

名	称	所在地
三好邸のモミ、八栗寺のイチョウ、洲崎寺のイチョウ、和田邸のナシ、焼堂のモミジ、藤沢邸のツガ、藤沢邸のトチノキ、平尾神社のツブラジイ、大石さんのムクノキ、鷲峰寺のモミ、大原神社のヒノキ、池谷神社のフジ、妙見宮のヤマモモ、楠神社のクスノキ、森本邸のシダレウメ、高橋邸のヤマモモ、上原邸のムクノキ、中井家の赤スギ、十蓮坊のイスノキ群		高松市
光雲寺のモッコク、長徳寺のモッコク、春日神社のアキニレ、真光寺の松、八幡神社のクスノキ、土岐邸のカキ		丸亀市
白峰寺のモミ、荒神社のクロガネモチ、川田邸のニッケイ、川田邸のケンボナシ、白峰宮のクスノキ		坂出市
禅定寺登山道のヒノキ		善通寺市
観音寺東小学校のラクウショウ、白山神社のクス、安井菅原神社のクス、生木の地藏クス、法泉寺のボダイジュ、豊浜町東公民館のイブキ、豊浜八幡神社のクス、宗林寺のクロガネモチ、金神社のクスノキ、観音さんのヤマモミジ、大野原八幡神社のクスギ		観音寺市
富田神社のクスノキ、三宅邸の胡蝶ワビスケ、大窪寺のサザンカ、大窪寺のイチョウ、道味墓地内のムクノキ、真覚寺のクスノキ、香川大学農学部太郎兵衛館のメタセコイア、長尾寺のクスノキ		さぬき市
白鳥神社のクスノキ、末国のナギ、勝覚寺のイチョウ、石清水神社のクスノキ、水主神社のいのり杉、五名小学校のヒイラギモクセイ、三宝寺のチシャノキ、井筒屋敷のホルトノキ		東かがわ市
薬師院のイチョウ、池ノ谷のアラカシ、古屋の大ガシ、上高瀬小学校のユーカリ、よりぞめさんのマキ、小松尾寺のクス、橋田邸のクロガネモチ、弥谷寺のバクチノキ、本門寺のクス、若宮神社のクロガネモチ、高良神社のクスノキ、長寿院のサルスベリ、積の雌雄クロガネモチ、香蔵寺のソテツ、常德寺の雌雄大ソテツ、細川邸のタブノキ、品福寺のラカンマキ、財田駅前のタブノキ、釈迦堂のイチョウ、室浜大明神のシンパク、梵音寺のタブノキ、川江家のツバキ		三豊市
母倉邸のサザンカ、多聞寺のヤマモモ、唐櫃のシンパク、大部の大ガキ		土庄町
福田のアコウ、誓願寺のイブキ、オリーブ園のオリーブ、荒魂神社のウバメガシ、荒魂神社のムクノキ、亀山八幡宮のシンパク、農業試験場小豆分場のコルクガシ		小豆島町
津柳のネズミサシ、常光寺のイチョウ、三宝荒神のフジ、津婦呂木神社のムクノキ、津柳のケヤキ、和爾賀波神社のモミ		三木町
大將軍神社のアベマキ、常善寺のスイリュウヒバ		綾川町
大歳神社のシラカシ、金陵の郷の大楠		琴平町
川上神社のホオノキ、三角のカツラ、山熊神社のケヤキ、若林神社のセンダン、春日神社のムクノキ、山戸神社のカゴノキ、妙覚寺のコウヤマキ、琴南町役場のエノキ、西の宮のツブラジイ、尾の瀬神社のヤマザクラ、前ノ川神社のスギ、前ノ川神社のウラジロガシ、川上神社のケヤキ、山戸神社のヒノキ、仲南東小学校のクロマツ		まんのう町

＜2-24＞県自然海浜保全地区の指定状況（令和5年3月31日現在）【第5章第2節】 [みどり保全課]

地区の名称	所在地
鎌野自然海浜保全地区、高尻自然海浜保全地区、竹居自然海浜保全地区	高松市
小浜自然海浜保全地区、松尾自然海浜保全地区、青木自然海浜保全地区、羽立自然海浜保全地区	さぬき市
小浦自然海浜保全地区	東かがわ市
大浜自然海浜保全地区、鴨ノ越自然海浜保全地区、仁老浜自然海浜保全地区、名部戸自然海浜保全地区、室浜自然海浜保全地区	三豊市
小部自然海浜保全地区、鹿島自然海浜保全地区、甲崎東自然海浜保全地区、田井自然海浜保全地区、千軒自然海浜保全地区、尾子自然海浜保全地区、柚ヶ浜自然海浜保全地区	土庄町
古江自然海浜保全地区、遠手浜自然海浜保全地区、吉野崎自然海浜保全地区	小豆島町

＜2-25＞緑化推進地域の指定状況（令和5年3月31日現在）【第5章第2節】 [みどり保全課]

名称	面積（㎡）	所在地
多度津町東、西港町 緑化推進地域	1,875,304	多度津町
仁尾浜	512,434	三豊市
内海湾臨海部	83,424	小豆島町
庵治港臨海部	184,976	高松市
櫃石漁港埋立地	85,680	坂出市
室生理立地	34,262	小豆島町
大串半島	620,000	さぬき市
みろく地区	50,000	さぬき市
詫間港松下地区	394,394	三豊市
高瀬町緑ヶ丘地区	313,000	三豊市
三木町山大寺	200,000	三木町
財田町財田	150,000	三豊市
土庄町高見山	49,000	土庄町
国分寺町橘ノ丘	101,000	高松市
大内町水主地区	168,000	東かがわ市
引田町辻田地区	150,000	東かがわ市
豊浜町高須賀地区	146,500	観音寺市
香南町横井地区	48,000	高松市
琴平町いこいの郷地区	154,651	琴平町
善通寺市鉢伏地区	27,000	善通寺市
大内町松崎地区	27,389	東かがわ市
計	5,375,014	

<2-26> 所有形態別森林面積の状況 (令和5年3月31日現在)

[森林・林業政策課]

所有形態別・計画区別			面積 (ha)	
国有林	林野庁所管		7,717	
	他所所管		489	
	合計		8,206	
民有林	地域森林計画対象	公有林	県有林・県行造林	2,279
			市町有林・市町行造林	6,230
		財産区有林	5,387	
		小計	13,896	
	私有林		65,356	
	計		79,252	
	地域森林計画対象外		327	
合計			79,579	
総数			87,785	

※数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合がある。

※県行造林、市町行造林とは、県または市町が土地所有者と収益を分収する条件のもとに造林契約を締結し、県または市町が地上権者となって造林保育事業を行う森林のことである。

<2-27> 森林資源の状況 (民有林) (令和5年3月31日現在)

[森林・林業政策課]

(単位：面積 (ha)、蓄積※ (千m³)、1ha 当たり蓄積※ (m³)、() 書きは束数 (千束))

年度	林種・樹種 面積・蓄積	林種別					樹種別				
		総数	人工林	天然林	竹林	無立木地	針葉樹計	スギ	ヒノキ	マツ類	広葉樹
H12	面積	80,160	21,925	51,687	2,090	4,458	37,775	1,646	10,729	25,400	35,837
	蓄積	5,669	2,197	3,472	(2,623)	-	4,401	285	852	3,264	1,268
	1ha 当たり蓄積	70.72	100.21	67.17	-	-	116.51	173.15	79.41	128.50	35.38
H17	面積	79,316	22,075	51,702	2,059	3,480	37,053	1,651	10,966	24,436	36,723
	蓄積	6,135	2,568	3,567	(2,581)	-	4,758	322	1,073	3,363	1,376
	1ha 当たり蓄積	77.35	116.33	68.99	-	-	128.41	195.03	97.85	137.62	37.47
H22	面積	79,115	18,484	54,588	3,033	3,010	26,102	1,622	11,238	13,242	46,968
	蓄積	5,228	2,259	2,969	(3,808)	-	3,485	343	1,240	1,902	1,741
	1ha 当たり蓄積	66.08	122.21	54.39	-	-	133.51	211.47	110.34	143.63	37.07
H27	面積	79,005	18,086	55,000	3,004	2,915	23,687	1,621	11,308	10,757	49,399
	蓄積	5,333	2,447	2,887	(3,785)	-	3,446	369	1,436	1,641	1,887
	1ha 当たり蓄積	67.51	135.28	52.48	-	-	145.50	227.76	127.01	152.52	38.20
R 2	面積	79,229	18,309	55,000	3,058	2,862	23,840	1,626	11,556	10,659	49,469
	蓄積	5,548	2,608	2,940	(3,919)	-	3,619	384	1,562	1,673	1,929
	1ha 当たり蓄積	70.02	142.44	53.45	-	-	151.80	236.16	135.17	156.96	38.99

※蓄積：森林計画対象の森林における立木の材積

※数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合がある。